

まちどり

## 待鳥よしこの議会活動レポート

## ～2018年3月定例会のご報告～



無所属 会派・新しい風

桜の季節もあっという間に過ぎ、季節は初夏に向かっていきます。この春、人生の新たなステージに立たれた皆様、おめでとうございます。

私たちも、今期最後の一年が始まりました。実り多い一年になるよう努力してまいります。

この3月定例議会は、市長の施政方針演説とそれに対する質疑からスタートしました。平成30年度の一般会計・特別会計予算を含む31件の議案と陳情1件が審議され、すべての議案が可決、陳情は不採択となりました。



## 【3月定例会の主な議案から】

**国民健康保険税条例の一部改正 賛成多数で可決**

国民健康保険制度は、これまで市町村が運営を行ってきましたが、国の税制改正により平成30年度から都道府県単位での運営となり、それに伴って税率が改正されます。

和光市では、将来の和光市国保の医療費推計、財政推計等をもとにした3年間の医療費計画を策定し、3カ年に1度、国民健康保険税の税率等の見直しを行います。

今回の税率算定では、パブリックコメント募集時点の案では、平成29年度比11%アップとしていましたが、さらに法定外繰入金や基金活用の額を増やして、税率アップの幅を5%にまで抑えた議案が提出されました。法定外繰入金※は3年間で7億5千万円、基金繰入金は3年間で3億9千万円を見込んでいます。

※法定外繰入金とは、一般会計からの補助のうち、市町村の義務として行わなければならないもの（法定）以外の歳入不足解消や安定した国保運営を目的に政策的に行うもの。

**手数料の見直しに伴う関係条例の整備 賛成多数で可決**

第二次和光市行政改革推進計画に基づく手数料の見直しです。前回の改定から10年が経過したため、コストの変動を反映し、前回の激変緩和措置による減額を見直しました。

住民票の写しの交付、課税証明等、現行一律200円の手数料が300円へ、住民票補助簿の閲覧は現行2,000円から3,000円になり、今年の7月1日から施行されます。この手数料の改正案については、昨年9月から10月にかけてパブリックコメントの募集が行われましたが、意見提出はありませんでした。

**保育クラブの保育料等の改定 賛成多数で可決**

保育クラブの事業運営の財政構造を検証し、運営費全体に占める市の独自負担割合を見直し、保育園保育料と同じく10%に設定することになったため、利用者負担額を改定します。平成30年4月1日施行。保育料等の改定は9月1日から適用。

- 「保育クラブ」の名称を「学童クラブ」に改正。
- おやつ代は利用者負担（1人月額2000円、第一階層の助成あり）、延長保育料は日単位※でも設定。
- 保育料を月額の上げ幅120円～600円の範囲で改定。（※月間利用4日以内の場合）

## 【平成 30 年度施政方針に対する代表質問】

会派「新しい風」を代表して、市長に質問を行いました。いくつかピックアップして紹介いたします。

Q：長期未着手土地区画整理予定区域の調査に基づく検討の状況をうかがいます。

A：現在、地区ごとの現状や課題を分析し、区画整理を進める地区と他の手法とする地区の抽出方法、都市基盤整備及び開発誘導の手法について検討を進めています。平成 30 年度に地権者説明会や意向調査を行い、平成 31 年度を目標に地域整備構想を策定してまいります。

Q：市制施行 50 周年を記念する和光市史 続編編纂の体制をうかがいます。

A：平成 30 年度に学識経験者で構成する「(仮称)市史編纂準備委員会」を設置し、必要な情報の整理を行い、平成 31 年度には、市民、学識経験者、行政職員で構成する「(仮称)市史編纂委員会」を立ち上げ、編集方針、具体的な項目などについて協議・検討する予定です。

Q：中央エリアに設置する統合型地域包括支援センターについて、具体的な場所、体制、人員をうかがいます。また、現在の各支援拠点はどのようになるのかをうかがいます。

A：統合型地域包括支援センターは、中央エリアにある「共生型福祉施設ひかりのさと」に設置します。運営体制については、相談支援拠点の統合に当たり、人員配置を再編成して職員 8 名体制とし、中央エリア内の他の拠点はいわゆるブランチのような形で引き続き運営してまいります。



Q：地域コミュニティと連携した福祉のまちづくりについて、さまざまな組織ができていても実際はメンバーが重なっており、一定の人たちの負担が大きくなる状況も見られます。地域コミュニティに対する市の考え方をうかがいます。

A：基本的な考え方としてベースになるのは地域運営団体の存在だと思います。和光市では地域運営団体を福祉の観点からまず地区社協として立ち上げ、そこをプラットフォームとして地域全体のことを受けとめていく組織が育っていくイメージを、中長期的には持っています。



## 【「憲法第 9 条の改定を行わないことに関する陳情」について】 賛成 5 名で不採択

自衛隊を憲法に明記する第 9 条の改定を行わないよう、国会・政府に意見書を提出することを求める陳情について審議し、総務環境常任委員会では不採択、最終日の本会議でも陳情への賛成は 5 名のみで不採択となりました。安倍首相は、憲法に自衛隊を明記しても今の自衛隊に変更はないと言っていますが、9 条 2 項の存在がコントラ・ロール (対抗軸) として存続することにより、自衛隊はよくコントロールされた組織として今日に至っている側面があると言われてしています。憲法に明記すれば、自衛隊は衆議院・参議院・最高裁・会計検査院などと並ぶ憲法上の組織として位置づけられ、かつ国民投票で承認されれば既存の国家機関よりも高い正当性を有することとなり、軍事力統制のメカニズムは一気に崩れる危険性があります。法律で設置される防衛相の管理下にある現状は変化せざるを得ないのではないのでしょうか。

憲法は国家法の一つでありながら、国家が自ら義務付けた自己拘束規範であるところに特徴があります。その本質に立ち返り、立憲主義の見地からより幅広く議論を尽くすことが、国民の自由を守っていくために必要であると考え、私は陳情に賛成しました。

在宅被災者とは、「居宅は災害後も継続的に居住可能であるが、交通手段、ライフラインの途絶等により、自助努力での食料調達等が困難で、生活の維持に公的援助を要する者のことをいう」と「和光市地域防災計画」には記載されています。

Q：大規模災害が発生した場合、和光市で指定している 33 か所の避難所に収容可能な人数をうかがいます。また在宅被災者に対する生活環境確保の取り組みについてうかがいます。

A（仲危機管理監）：対策基本法に基づき、避難所として指定し県へ通知している数では、合計 2 万 1,291 人となっています。地震の規模や震源位置等により被災状況が変わるため、在宅被災者の数の想定は困難です。在宅被災者のうち在宅要配慮者については、和光市地域防災計画の災害対応マニュアルで、発災後速やかに民生委員や自主防災組織、在宅援護サービス提供団体と連携し、安否確認及び実態調査を行い、実態とニーズ量把握の上、保健医療のサービスや情報提供、物資給付等、組織的に対応することとしております。



## 待鳥よしこの一般質問 2 子ども福祉

### ●子育て世代包括支援センターの今後の方向性について

Q：今後、包括支援センターの統合化が進んでいく中で、子育て世代包括支援センターの方向性は？

A（東内保健福祉部長）：現在の子育て世代包括支援センターには相談支援業務を行うケアマネジメント機能とサービス提供機能があり、今後はケアマネジメント機能のみ統合型センターに移行し、子どもや世帯の自立を阻む生活課題の解決に向けた包括的な支援を迅速・効果的に行えるようになります。

### ●子どもの放課後対策について

Q：民間学童での食事提供の状況、子ども食堂の実施についてうかがいます。

A（喜名子どもあんしん部長）：現在のところ、民間学童での夕食の提供は行っていません。

（東内保健福祉部長）：現行のアスナル教室のような事業を小学校 1～3 年生対象に、平成 30 年 10 月から、保健福祉部、教育委員会連携で実施していく予定です。

## 待鳥よしこの一般質問 3 自殺対策



### ●和光市自殺対策計画と今後の取り組みについて

Q：自殺対策基本法の一部改正に伴い、都道府県と市町村は、大綱及び地域の実情等を勘案して地域自殺対策計画を策定することとされました。和光市では、地域自殺実態プロフィールや政策パッケージの提供等の国の動きに先行して進めてきましたが、市独自の計画となったのでしょうか。

A（東内保健福祉部長）：地域包括ケアシステムにおける保険・福祉・医療を一体ととらえる観点から、市独自の計画として策定しました。現在、精神科医や臨床心理士の個別相談や自殺予防のリーフレット配布等を行っていますが、今後はさらに、個別ケアマネジメントにより、介入が必要なケースには多制度、多職種チームを編成し課題解決を図るなど、自殺予防に努めてまいります。

### ●いじめ対策の現状と課題

Q：全国の自殺者総数は減少傾向ですが、小・中・高校生の自殺者はこの 10 年間毎年 300 人前後で推移し、いじめを苦にした自殺の報道は後を絶ちません。当市のいじめの現状と課題をうかがいます。



A（戸部教育長）：平成 28 年度の市内小中学校におけるいじめの認知件数は 48 件で、前年度のおよそ 2.3 倍、いじめを適切に認知し早期発見・早期対応できており、重大事態は発生していません。今後の課題として、いじめの未然防止、100%解消を目指した対応等、いじめを許さない学校づくりに向けた取り組みを徹底し、SOS の出し方に関する教育も引き続き行っていくよう各学校を指導していきます。

## 待鳥よしこの一般質問 **4** 協働推進～協働事業提案制度の見直しについて～

Q：協働事業提案制度について、平成 29 年度に見直しを行い、平成 30 年度秋をめどに新制度による募集を開始するとのことでした。現時点でどのような制度を想定しているのかうかがいます。

A（中蔦市民環境部長）：募集対象について、現行は委託事業のみでしたが、新制度では多様な協働ニーズに対応するため、共催や事業協力なども対象とする方向で検討しています。また、提案が審査に付される以前の段階で所管課との関係性を構築するマッチングができないか検討しています。

Q：本来市民活動は行政の施策が届きにくい領域でも自分たちの手で主体的にまちづくりをしていこう、地域の課題に市民が主体的に関わっていこうというモディベーションを持っていて、市と相互に補完しあうことで大きな成果が期待できる事業については協働でやろうということになるのであり、協働ありきではないと考えます。提案制度の原点に立ち返るとともに、主体的な市民活動を育てていくしくみや中間支援が必要ですが、市の見解をうかがいます。

A（松本市長）：実感として、地域の担い手となる団体の数が先細りになっていくことを危惧しています。中間支援のあり方については、精査すると言いながら現状維持になっており、今後は新たな知見を踏まえて、協働事業提案制度とは別の切り口からも考えていく必要があると認識しています。



### 和光市議会 議会報告会のお知らせ 議事堂 3 階 全員協議会室

4 月 26 日（木）午後 1 時 30 分～3 時 テーマ：コミュニティ・スクール

予約不要。お子様連れでもご参加いただけます。

※和光市では平成 30 年度より全小中学校でコミュニティ・スクールを導入しています。コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会での熟議を通して、学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域の方々が参画できる仕組みです。



### 会派「新しい風」懇談会のお知らせ

5 月 12 日（土）午後 1 時 30 分～3 時 30 分 本町地域センター 4 階 会議室

皆様の日頃の思いや疑問点など自由にご発言いただくオープンな意見交換の場です。

（毎定例議会後に開催しています。）

「新しい風」所属議員 3 名が参加します。お気軽にご参加ください！



発行：和光市議会議員 待鳥 美光（まちどり よしこ）無所属 市議会会派・新しい風  
総務環境常任委員会委員 朝霞地区一部事務組合議会議員

TEL：080-5684-8222 メール：[yoshikomachidori@gmail.com](mailto:yoshikomachidori@gmail.com) FAX 463-7972

和光市本町（C I ハイツ A 棟）在住 Facebook で発信中！